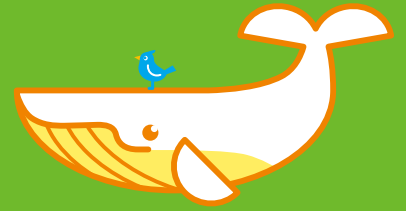




いつも、あなたのそばに。
always by your side



Legal Support Press

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

2019年
Vol.20



特集

成年後見制度利用促進のために～市民後見人育成・意思決定支援～
取材から見える成年後見の現状



公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート

市民後見人育成事業について

市民後見人はどのようにして誕生するのか？

成年後見センター・リーガルサポート 宮崎県支部長 **隈本 武**

はじめに

平成28年に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「利用促進法」といいます。)では、担い手の育成(市民後見人育成事業(以下「育成事業」といいます。))の取組や法人後見の構築)を掲げており、このこともあってか、最近、市民後見人・法人後見という言葉が、各自治体や市町村社会福祉協議会(以下「社協」といいます。)から、よく聞こえてくるようになりました。

しかし、関係者の皆さんとお話をすると、法人後見と比べ、(市民後見人は地域住民の方がなるとの認識はお持ちなのですが)市民後見人誕生過程の理解の曖昧な方が、思いのほか多くいらっしゃるような気がしています。

そこで、市民後見人がどのようにして誕生するのかを、市民後見人になりたい**市民孝謙さん(以下「市民」といいます。)**と、リーガルサポート会員である**隈本さん(以下「LS」といいます。)**との会話形式で説明したいと思います。なお、以下の話は一例であり、地域によっては多少の違いがありますので、詳しくはお住まいのリーガルサポートにご確認ください。

01 プロローグ 後見制度利用促進に関するある会議の終了にて…

市民：会議お疲れ様でした。

LS：お疲れ様でした。

市民：ところで、会議中、市民後見人の育成が必要である、市民後見人の誕生を早く望む、との意見が出ていましたね。

LS：そうですね。多くの方が発言していましたね。市民後見人は、一般市民の方が自らの生活する地域において後見人等として活動する仕組みですが、市民後見人、法人後見そして専門職後見人それぞれが、異なる特徴を有していることを認識し、適材適所で活用できるようにすることが大切ですよ。

市民：そうですね。ところで、市民後見人ってどの位選任されているのでしょうか？

LS：最高裁判所の統計結果では、昨年1年間で全国で320件選任されたとあります。前年が289件ですので、年々増えてきている状況です。

市民：これからもっと増えてくるのでしょうかね。実は、私も市民後見人になりたいと思っているのですが、私は福祉従事者なので、すぐなることができますよね。

LS：市民後見人になるためには、いくつかのステップがありますので、今すぐになれるというものではありません。それらのステップを一つずつクリアしてようやく誕生となります。

市民：へえ～、ではそれらをきちんと理解して取り組む必要がありそうですね。

02 実施団体(中核機関)の役割

LS：育成事業は、今までも全国各地で取り組まれてきましたが、東京都、大阪市などでは、比較的早い時期から市民後見人が誕生しています。育成事業を実施するためには、実施団体の選定(設置)、養成研修の実施、研修修了者の候補者名簿への登録、候補者の選定、家庭裁判所(以下「家裁」といいます。)からの選任、実施団体による活動(相談)支援等が必須となってきます。

市民：実施するのも大変そうですね。

LS：ですので、一方では、育成事業が進まない自治体も多数見受けられます。予算や人員の確保、実施団体の選定、養成研修のカリキュラム作りなど、たくさんの課題があるからです。

市民：実施団体はどこがなるのですか？

LS：実施団体としては、会議でも話が出ていた中核機関(責任主体は自治体)が主に担うことが多いと思います。中核機関の設置は自治体単独で行う場合もありますし、規模の小さな自治体では単独で取り組むには困難な場合が多いため、複数の自治体が共同して事業運営する形(広域連合)もありますね。また、自治体が社協等に委託して設置することもあるので、地域によって違ってくるかと思います。

03 市民後見人(法人後見支援員)養成研修の受講

LS：さて、市民後見人になるためには、まず市民後見人養成研修(法人後見支援員養成研修)を受講しなければなりません。養成研修課程を修了することで、後見人としての資質の確保・担保が図れることとなります。

市民：研修はどこで開催しているのですか？

LS：お住まいの自治体や社協で開催されていると思いますので、まずはそこに研修の実施状況を確認してください。お住まいの地域では実施していないこともありますが、県下全域を対象として県単位で研修を実施していることもありますので、場合によっては県や県社会福祉協議会にも確認してみてくださいね。

市民：研修は1日で終わるのですか？

LS：いえいえ、1日では到底無理です。延べ10日間以上かけて実施されます。厚労省が提示している市民後見人養成基本カリキュラムでは計50時間、リーガルサポートが提案しているカリキュラム案でも52時間です。後見人になるためには、幅広い知識が必要となりますし責任も重いので、様々なことを勉強しなければなりません。

市民：大変ですね。

LS：そうですね。やはり、この長時間の研修がネックとなって、希望したいけど時間的に大変だということで諦める方もいらっしゃいます。けれど、専門職後見人であろうが市民後見人であろうが職務は全く同じものですので、それだけ身に付けなければならない知識やスキルが多いということなのでしょう。私も毎年、社協主催の市民後見人養成講座の講師をさせていただいているのですが、テキストとして使用しているリーガルサポート発刊の『市民後見人養成講座』(3分冊)が、研修のみならず後見実務を行う参考図書としても非常に良い本ですので、一度軽く目を通してみられると大まかなイメージが掴めますよ。

市民：分かりました。頑張ります。ぜひ市民後見人になりたいので。

04 まずは法人後見支援員等として活躍

LS:ただ、研修を修了したら、すぐに市民後見人になれるわけではありません。後見人の選任権限は家裁が持っていますので、市民後見人が誕生するためには、事前に自治体や社協が家裁と協議を行い、市民後見人の選任に関する家裁の理解を得ることが必要不可欠です。

市民:へえ、そうなんですね。研修を受ければ、すぐにでもなれるのかと思っていましたが、家裁との協議が必要なのですね。けど、やはりいきなり後見人になることに対しては不安がありますよね。

LS:そういったこともあって、よく利用される市民後見の運用方法の一つとして、まず社協の法人後見(又は日常生活自立支援事業)の支援員として活動する例が多数あります。これで経験を積んでから、社協が法人後見人を辞任し替わって支援員を市民後見人に選任してもらうわけです(同時に社協が後見監督人に選任されることもあります)。ですので、市民後見人を誕生させるために、まずは、法人後見の構築に取り組む自治体も多いですよ。

市民:法人後見の支援員で経験を積み、その後市民後見人として立ち立つということなのですね。自分もいきなりは不安なので、法人後見の支援員をしながら経験を積んでいきたいな。

05 支援体制

LS:支援員を経験後、希望すればいよいよ市民後見人として活躍することになります。

市民:ドキドキしますね。自分一人でやっていけるか不安だなあ。

LS:市民後見人を支援する仕組みはきちんと整備されていますよ。というのも、中核機関には、市民後見人が孤立しないような支援体制の強化が求められていますので、中核機関には市民後見人の活動(相談)支援の仕組みが構築されているのです。逆に言えば、家裁が市民後見人を選任するためには、市民後見人の活動を支援する組織があることが必須だともいえるんです。

市民:それなら安心ですね。

LS:あと、後見人として活動すると色々な困難な問題が出てくるかと思いますが、一番大事なことは、一人で抱え込まないということです。相談先は整備されていますので、あまり思い詰め過ぎず、ある程度楽観的な姿勢で取り組んでください。

市民:分かりました。支援を受けながら楽観的な姿勢で取り組みたいと思います。

06 市民後見人の形態

市民:ところで、市民後見人って当然一人だけで後見業務をやっていくんですよね?

LS:実は市民後見人の形態にはいくつか種類があって、当法人では次の6つに分類しています。

- ① 市民後見人単独(単独就任型)
- ② 市民後見人+法人(又は専門職)後見監督人(監督人付与型)
- ③ 市民後見人+専門職後見人(複数後見型1)

LS:④ 市民後見人+法人後見人(複数後見型2)

⑤ 市民後見人+市民後見人(複数後見型3)

⑥ 法人後見の支援員(法人支援員型) ※市民後見人と定義しないこともあります。

市民:へえ、いろんなパターンがあるんだ。

LS:これらは、市民後見人への支援の現れともいえますよね。

07 エピローグ

市民:リーガルサポートは、育成事業にどのような形で関わっているのですか?

LS:リーガルサポートでは、平成25年から毎年、自治体向けに育成事業に関するセミナーを開催しています。北は札幌から南は宮崎まで全国各地の計十数か所で実施しており、参加者は、開催地の方を中心に、北は北海道から南は沖縄まで全国各地から多数の自治体・社協担当者等が出席されています。もちろん、市民後見人養成研修等では講師派遣の協力もしていますし、アンケート調査や市民後見人のリーフレットも作成しています。

市民:積極的に関わっているんですね。

LS:はい。では、何か不明な点や質問等がありましたら、またお気軽にお尋ねください。市民後見人として活躍されることを期待しています。

おわりに

利用促進法においては、市民後見人の育成と活用が謳われており、育成事業の必要性和重要性は、今後一層高まるものと予想されます。日ごとに育成事業へ取り組む必要性を強く感じている自治体や社協も多いのではないのでしょうか。

また、育成事業に取り組むからには、成功させたいという思いは関係者共通のものであり、リーガルサポートでも同様で、市民後見人が地域に根付いていくためには、やはり取組を始める最初が大切だと考えています。ですので、取り組む前には(当然取組途中や後でも)、お気軽にお近くのリーガルサポートにご相談いただければと思います。リーガルサポートでは、今後とも育成事業発展のために、支援体制を継続していきたいと考えております。



「代行決定」から「意思決定支援」へ

わたしたちは、どのように 変わらなければならないのか？

成年後見センター・リーガルサポート 大阪支部 **梶田 美穂**

自分の暮らし、自分の生き方は、自分で決めるのが当たり前のこと。もしも障害があって、その人だけで決めるのが難しそうであれば、周囲の人がそれを支援しよう。「意思決定支援」とは、そのようなことだと理解しています。

従来は、障害を持つ人は自分で自分のことを「正しく」決めることができないので、周囲の人が本人に代わって、生活上の様々な事項について決定する「代行決定」こそが、障害を持つ人を守ることだと考えられていました。2006年の国際連合での「障害者の権利に関する条約」採択を経て、今や「代行決定」から「意思決定支援」への移行は、世界的な潮流と言えます。

2017年に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」においても、意思決定支援の理念の重要性が強調されており、成年後見制度の領域でも、意思決定支援の具体的な在り方の検討を進める段階に突入しています。2018年3月発表の「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン(以下「大阪意思決定支援ガイドライン」といいます。)」を作成した「大阪意思決定支援研究会」に参加した経験から、後見人をはじめとして、判断能力が不十分な人たちに関わる支援者の人たちが、どのように実践を求められているのかについて考えてみました。なお、大阪意思決定支援ガイドラインについては、大阪弁護士会のウェブサイトにて全文が掲載されていますので、ぜひご一読ください。

01 本人の思いを引き出すために、工夫を尽くすこと

大阪意思決定支援ガイドラインでは「意思決定能力存在推定の原則」として記述されていますが、成年後見制度を利用している方であっても、まずは「本人が自分で決めることができる」ということを前提にすることが重要です。判断能力が不十分な人なのだから、周囲がその人の生活を守るための判断をしていかななくてはならないという、旧来のパターンリズムに遭遇することは稀になりましたが、「問いかけをしても、非現実的・不合理な答えしか返ってこない」ということをもって、早々に「本人には決める力がない、だから周囲が決めなくては」と結論づけてしまうことは依然としてあるように思われます。しかし、紋切り型の質問をして本人の意見を聴こうとするだけでは、意思決定支援とは言わず、本人が、課題となっている事項(例えば、修理が必要な自宅に住み続けるかどうか)について具体的に考えられるように、角度の異なる問いかけ(地震や台風が来たらどうするか、なぜ施設はイヤなのかなど)や、文字・写真など視覚からの情報提供(修理をすると資産がどのように減るか、修理をしたら自宅はどのように変わるか)、また実際に体験する機会をつくる(施設の見学)など、可能な限り多くの情報を提供して、思いを引き出すよう試みるのが重要です。これには相当の手間を要することを、まず支援者間で共有しなくてはならないでしょう。また、情報提供の工夫については技術も必要になるのだろうと思われます。さらに、直面している課題に

についての本人の思いを引き出すにはどのように問いかければ良いか、どんな情報を提供すれば良いかを考えるには、日頃の本人を十分に知っていないでは困難である、ということも再確認する必要があると考えます。課題に直面していなくても、本人がどのような人であるのかを、日常的に知ろうとしておくことが、後日役に立つのだろうと思われます。

02 支援者の意見は脇へ置くこと

支援者として、本人のために「これが良い」という意見を持つなと言われても、それは無理な相談です。良き支援者として関わろうとすればするほど、自身の意見が湧いて出てくるものだと思います。しかし、真の本人の思いを引き出すには、支援者の思う「正しさ」は脇へ置いておくことが肝要です。自分の意見と一致する言葉が本人から発せられたときに「本人の思いが聞けた」と捉えてしまったり、提供する情報を取捨選択することによって誘導が可能になってしまったりすることを自覚しておくだけでも、随分と違うのではないかと考えています。そして、支援者には、本人が決定したことが、もしも客観的には不利益をはらむものだとしても、できるだけ損害が出ないように実現につなげることが求められているのだと思います。もちろん、決定された内容が、本人や周囲の人に回復できないような損害を与える場合には、本人が下した決定には従わず、やむを得ず「代行決定」をすることも認められる場合があるでしょう。

03 日常的に他の支援者と連携すること

複数の支援者が意思決定支援のプロセスに関わることで、それぞれの専門性を生かした支援が可能となります。さらに、複数に関わり透明性が保たれることで、本人の真の思いを引き出す努力が尽くされたか、支援者の意見への誘導は排除されたか、という課題をクリアにできます。こうしたことが、チームでの支援の良さですが、このチームが実効性のある支援を行なうには、いざ意思決定支援が必要な課題が生じたからとメンバーが意思疎通を図るのではなく、日頃から、連携のスタイルを作っておくことが望ましいと考えます。連絡を取りやすい方法一つ取っても支援者によって異なりますし、専門性の違いによることば・文化の差があるものです。そうした違いがどの程度あるのかあらかじめ計り、さらにはその違いを多少なりとも埋めておくことができるからです。

以上に挙げた三つの点は、既に日常の業務において実践されている読者の方も多いことと思います。しかし、本人に関わる全ての支援者によって共有されなければ、求められる意思決定支援は実現できないものであり、その点では意識変革はまだ緒に就いたところと思われます。

また、支援者間での本人の情報共有の在り方や、意思決定支援の労力に対する後見人等の報酬の在り方など、議論を要する課題は残っています。しかしながら、自分のことは自分で決めるのが当たり前、という大原則は、全ての人の幸福の基礎であると確信し、可能なところから実践していくという姿勢が、今求められているものと考えています。





成年後見制度利用促進のための意見交換会

主催：日本司法書士会連合会、神奈川県司法書士会
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

平成30年12月3日(月)、神奈川県横須賀市の横須賀市立総合福祉会館会議室5階ホールにおいて、成年後見制度利用促進のための意見交換会が開催されました。

会場には、横須賀市、鎌倉市、三浦市、逗子市、葉山町の各成年後見担当職員と各市の社会福祉協議会職員、弁護士、司法書士、社会福祉士などの多数の方が参加されていました。

鯨井氏より開会の挨拶がなされ、続いて岩井氏から意見交換会の趣旨説明として、成年後見制度利用促進基本計画の策定、中核機関の設置、条例の策定について、各自治体から積極的な動きがみられない中で、本日の意見交換会を通じて地域連携ネットワークの構築に役立ててほしい旨の説明がなされました。

基調報告1「成年後見制度の利用促進に向けた横浜家庭裁判所の取組について」では、山口氏から、まず、横浜家庭裁判所横須賀支部管内の成年後見制度の利用状況の報告がなされました。全国と同様、利用者数は増加傾向だが、潜在的ニーズからするとまだ少ないとのこと、管内の人口に対する成年後見制度利用率が約0.21%であったこと、主な申立ての動機や申立人と本人との関係、後見人の選任状況などの報告がなされました。続いて、

中核機関設置に向けた家庭裁判所との連携について、『地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き』を参照しながら報告がなされました。家庭裁判所としても要請があれば、研修会等への講師の派遣、成年後見実務に関する連絡協議会への参加、成年



プログラム

開会挨拶	鯨井 康夫氏 (日本司法書士会連合会副会長)
趣旨説明	岩井 英典氏 (日本司法書士会連合会 成年後見利用促進WT(ワーキングチーム)部委員座長)
基調報告 1	「成年後見制度の利用促進に向けた横浜家庭裁判所の取組について」 山口 淳子氏 (横浜家庭裁判所横須賀支部主任書記官)
基調報告 2	「成年後見制度利用促進への取組状況と課題」 梶野 友樹氏 (厚生労働省大臣官房参事官社会・擁護局地域福祉課成年後見制度利用促進室長)
全体報告	「専門職団体との連携構築と支援体制の推進に向けて」 岩屋口 智栄 (リーガルサポート神奈川県支部支部長) 「志木市における後見制度利用促進の取組み」 吉田 恵子氏 (志木市健康福祉課兼後見ネットワークセンター主席専門員)
意見交換会	「地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置について」 コーディネーター 松井 秀樹氏 (日本司法書士会連合会 成年後見利用促進WT(ワーキングチーム)部委員)
閉会挨拶	星野 務氏 (神奈川県司法書士会会長)

後見制度利用促進基本計画の趣旨に沿った取組の推進を目的とした、可能な範囲での情報提供を実施するなどの連携を考えている旨の説明がなされました。

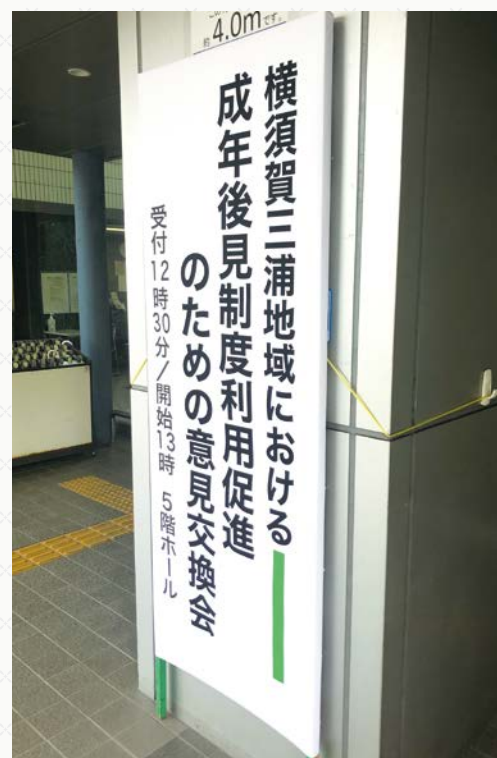
基調報告2「成年後見制度利用促進への取組状況と課題」では、梶野氏から、最初に成年後見制度の必要性について、現状の認識として急速に進む高齢化や核家族化の中で、消費者被害や詐欺のターゲットとなっている高齢者・障害者がいること、また経済的虐待を受けているなど権利擁護支援が必要な人は、必要としている制度を自分の力だけで利用することが難しいため、今後も成年後見制度の利用促進は必要であることの報告がなされました。また、成年後見制度の運用改善の状況報告や地域連携ネットワークの中核となる機関の作り方について説明がなされました。地域連携ネットワークが担うべき機能として、(1)広報機能、(2)相談

機能、(3)受任者調整(マッチング)の支援・担い手の育成・活動の促進、日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行を可能とする成年後見制度利用促進機能、(4)後見人支援機能について、それぞれ説明がなされました。さらに、地域連携ネットワーク構築のための予算措置についても、今後の見通しなどについて報告がなされました。最後に、他地域の取組を参考にすることで、各地の取組状況について報告がなされました。

全体報告「専門職団体との連携構築と支援体制の推進に向けて」では、岩屋口支部長から、当法人神奈川県支部の成年後見制度利用促進のための取組として、支部内では会員向けの研修会の実施や説明会を開催して周知を図っており、来年以降も活発に行っていくとの報告がなされました。また、神奈川県弁護士会及び社会福祉士会並びに当法人(以下「三士会」といいます。)の活動報告として、成年後見制度利用促進のために各自治体へのバックアップを行っており、また2か月に1回は会議を開催して現状の把握に努めているとのことでした。その他、三士会と家庭裁判所との連携、神奈川県内の各自治体の動向などについて報告がなされました。

続いて、「志木市における後見制度利用促進の取組み」では、吉田氏から、志木市のこれまでの取組の経過について紹介がなされ、全国としては初となる「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例」についての説明がなされました。条例のポイントとして、計画の策定と審議会の設置、地域連携ネットワークの構築及び成年後見等実施機関の設立に関する支援等の説明がなされました。また、志木市が設置している後見ネットワークセンターはいわゆる直営であるため、ここ最近増えてきている困難事例に対し安定した対応ができていくこと、また早い段階から専門家が関与していることから柔軟な対応ができていくとの報告がなされました。その他、中核機関の役割や市民後見人養成への取組についても報告がなされました。

最後に参加者による意見交換がなされました。まず、進行役の松井氏から、全国の成年後見制度、権利擁護事業の利用状況等に関する説明がなされ、特に困難事例が増加しているため



チームとして支援する必要があること、また公と民との連携がますます重要になっていくこと、キーワードは「共生社会」であること、そのための意見交換を行っていきたい旨の説明がなされました。

続いて、現状の成年後見制度を含む権利擁護事業に関する取組状況の報告として、意見交換会に参加した横須賀市職員をはじめとする各自治体の職員、各社会福祉協議会の職員から報告がなされました。横須賀市の職員からは、来年度予定している地域福祉計画案についての説明がなされました。

その後、神奈川県内における成年後見制度を含む権利擁護事業に関する取組状況について会場の弁護士の方から、弁護士会が行っている見守り相談事業について、社会福祉士の方からは、研修、相談の実施について報告がありました。また、リーガルサポート神奈川県支部の会員



からは相談会や勉強会などの実施状況について報告がなされました。次に、権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関の役割について、司法書士から地域連携ネットワークのイメージ図の資料を参照しながら説明がなされました。

その後、これまでの各団体からの報告や説明等を踏まえ、各団体から様々な意見が出されました。特に中核機関をいわゆる委託方式とした場合に、後見人を選定するマッチング支援の際の個人情報の取扱いをどのように考えるかなど、今後の活動の指針となるような意見も出されました。地域連携ネットワークの構築のための準備会として今後も継続的に意見交換会等を行っていく旨の提案がなされ、参加者からは賛同の意見が出されました。

最後に、星野氏より、充実した意見交換会ができたこと、今後も協力しながら進めていきたいとの閉会挨拶がなされ、意見交換会は終了しました。(す)



Legal Support





取材②
東京発

取材で見た成年後見の動向

2018年度 意思決定支援セミナー

主催：公益社団法人日本社会福祉士会

平成30年12月7日(金)、東京の全理連ビル9階会議室において、専門職、自治体職員等を対象とした公益社団法人日本社会福祉士会(以下「日本社会福祉士会」といいます。)主催の意思決定支援セミナーが開催されましたので、ご報告します(セミナーは2日間行われたが1日目のみ取材)。

星野氏より開会の挨拶がなされ、本人の意思決定支援について、権利擁護の観点からみても大切なことである旨の話がなされました。

報告1「意思決定支援と成年後見制度利用促進について」では、梶野氏から、意思決定支援を巡る状況として、厚生労働省が作成したガイドラインの紹介がなされました。ガイドラインの中では意思決定支援の基本原則が示されており、意思決定が困難と思われる場合であっても、意思決定しながら尊厳をもって暮らしていくことの重要性を認識することが必要であること、本人の示した意思が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限りそれを尊重すること、身近な信頼できる関係者等がチームとなって必要な支援を行うことが必要であることの説明がなされました。また、今後さまざまな場面で本人の意思決定の支援をする必要がでてくることが想定されるので、ガイドラインの見直しについても検討しているとの報告がなされました。続いて、成年後見制度利用促進の現状について、今後も認知症患者が増加傾向にあることなどから成年後見制度の利用者数も増加傾向にあるとの報告がなされました。また、成年後見制度利用促進基本計画、権利擁護支援と地域連携ネットワークの構築等について、現在の進捗状況の報告がなされました。



講演「意思決定支援をめぐる動向について」では、上山氏から、まず、意思決定支援という日本語の意味の曖昧さについて説明がなされ、その上で(1)理念としての意思決定支援、(2)支援手法としての意思決定支援、(3)法制度としての意思決定支援、が概念として考えられるのではないかと説明がなされました。(1)理念としての意思決定支援として、これまでの判断能力が不十分な方への関わり方について障害者権利条約の基本理念によって、保護の客体から権利行使の主体、能力不存在の推定から能力存在の推定、支援者中心

から本人中心、代理、代行決定から意思決定支援へ発想が大きく変わったとの話がなされました。

また(2)支援手法としての意思決定支援については、理念としての意思決定支援を受けた実現手段であり、具体的な支援の手法であるとの説明がなされました。(3)法制度としての意思決定支援については、法定後見制度に置き換わる具体的な法制度が必要だと考えるが、まだ国際的にもモデルが未確立であるとの説明がなされました。続いて、現行法における意思決定支援の在り方について、意思決定支援と代理、代行決定との対比についても説明がなされました。そして、

自己決定の尊重に基づく支援であること、支援者の価値観からは不合理な決定でも、他者の権利侵害とならない限り、その選択を尊重すること、本人の意思、選好の推定する場面では、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握して根拠を明確にすることが重要であるとの説明がなされました。最後に意思決定支援の法的な概念について、いくつかの法律的な学説の紹介がなされました。いずれの学説においても共通の要素としては、本人の能力発揮の環境的条件整備の重視、本人の主観的価値体系の表明、複数支援者の関与の要請、そして最後の手段としての代行決定の容認であると説明がなされました。

報告2「診断書の改定と本人情報シートについて」では、太田氏から、成年後見制度における診断書の書式改定の経緯について報告がなされました。医師が診断書を作成するに当たっては、福祉関係者等が有している本人の置かれた家庭的、社会的状況等に関する情報も考慮できるよう、診断書の在り方について検討してきた旨の報告がなされ、これまで各団体、関係機関から意見を聞いてきたとの話がなされました。改定のポイントとしては、判断能力についての意見欄の見直しを行い、意思決定支援の考え方を踏まえ、「支援を受けて契約等を理解、判断できるか」との表現に改定したこと、判定の根拠を明確化するため、これまでの自由記載欄としていたものを改め、障害の有無等を記載する欄を新設したことなどの説明がなされました。次に、福祉関係者等が記入する「本人情報シート」の書式について、同シートは本人を支える福祉、介護担当者が本人の日常生活、社会生活に関する情報を記載して医師に伝えることを目的としていることの説明がなされました。作成者としては主にソーシャルワーカーを予定していること、作成した本人情報シートは診断の補助資料として活用を期待している



ほか、成年後見開始の申立書の付属資料として家庭裁判所に提出してもらい審判の参考資料とすることを予定しているとの説明がなされました。最後に、今後の運用のスケジュールについて説明がなされ、手引き等を作成し、十分な周知を図った上で、平成31年4月以降に運用を開始する予定であるとの説明がなされました。(す)

プログラム

【開会主催者挨拶】

星野 美子 氏(公益社団法人日本社会福祉士会理事)

【報告1】

「意思決定支援と成年後見制度利用促進について」

梶野 友樹 氏

(厚生労働省大臣官房参事官社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室長)

【講演】

「意思決定支援をめぐる動向について」

上山 泰 氏(新潟大学法学部教授)

【報告2】

「診断書の改定と本人情報シートについて」

太田 章子 氏(最高裁判所事務総局家庭局局付)

「志木市における後見制度利用促進の取組み」

吉田 恵子 氏(志木市健康福祉課後見ネットワークセンター首席専門員)

【パネルディスカッション】

「意思決定支援を基盤とした本人情報シートの活用に向けて」

～1日終了～



取材で見た成年後見の動向

～市民のための新しい成年後見制度を目指して～

「広域連携による 成年後見利用促進」

主催：公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

平成30年11月17日(土)、北海道札幌市の教育文化会館において、成年後見利用促進シンポジウム「広域連携による成年後見利用促進」が後記のプログラムに沿って開催されました。会場には全道各地の介護・福祉に携わる方々が来場されていました。

まず始めに、基調講演として、新井氏が成年後見制度の理念、運用実績、障害者権利条約や横浜宣言などの成年後見制度利用促進法に至る沿革・経緯などについて解説をしました。その中で、新井氏は自己決定と自己責任について触れ、意思決定支援とはいえ生命の保護が優先されるべきだと述べました。また、成年後見制度利用促進については、①条例の制定、②広域連携、③市民後見人の活用、④任意後見・身上保護の4項目の重要性を解説しました。

続いて、基調報告として、久保氏が札幌家庭裁判所の取組について述べました。久保氏は利用者がメリットを実感できる制度運用には関係機関の連携が重要であるとし、自治体・中核機関候補との連携(協議会の実施、統計の提供、会議へのオブザーバー参加など)や専門職団体との連携(マッチング支援、後見人支援に関する意見交換など)について解説がなされました。



その後、「市民のための新しい成年後見制度を目指して」をテーマにパネルディスカッションが行われ、小樽市、旭川市、札幌市、京極町の成年後見センターの成り立ちやそれぞれの運用について発表がありました。北海道という広大な土地柄ゆえ、広域連携の難しさが増しているよう感じました。

最後に、千貝支部長より「北海道における広域連携による成年後見制度利用促進を考える」をテーマに発表があり、セミナーは盛況のうちに終了いたしました。(り)

プログラム

- **【基調講演】**
「成年後見利用促進基本計画と北海道モデル」
新井 誠氏(中央大学法学部教授)
- **【基調報告】**
「成年後見制度の利用促進において家庭裁判所が果たすべき役割」
久保 貴紀氏(札幌家庭裁判所裁判官)
- **【パネルディスカッション・質疑応答】**
「市民のための新しい成年後見制度を目指して」
■ **アドバイザー**
新井 誠氏(中央大学法学部教授)
- **コーディネーター**
岩井 英典(成年後見センター・リーガルサポート常任理事)
- **報告者1** 高垣 直美氏(小樽市社会福祉協議会 事務局次長)
- **報告者2** 石戸谷 康治氏
(旭川市社会福祉協議会 旭川成年後見支援センターセンター長)
- **報告者3** 大石 愛氏
(札幌市社会福祉協議会 地域福祉部自立支援課権利擁護係長)
- **報告者4** 駒田 拓朗氏(京極町生活サポートセンター係長)
- **報告者5** 千貝 愛
(成年後見センター・リーガルサポート札幌支部支部長)



取材で見た成年後見の動向

志木市後見ネットワークセンター 記念講演会・シンポジウム 2018

主催：志木市、志木市後見制度講演会・シンポジウム実行委員会

志木市では、平成28年5月施行された成年後見制度利用促進に関する法律の趣旨に基づき、平成29年3月、全国で初めて「成年後見制度の利用を促進するための条例」を制定、同年4月施行し、その後、同年6月には、同条例に基づき「志木市成年後見制度利用促進審議会」を設置、平成30年2月に「志木市成年後見制度利用促進基本計画」を策定、同年4月からは「志木市後見ネットワークセンター」を開設しました。志木市後見ネットワークセンターは、志木市役所1階正面入口のすぐ脇に設置され、認知症高齢者や知的・精神障がい者、子どもの後見制度利用に関して集約して支援を行っています。現在、月曜から金曜までは福祉専門職が常駐し、月曜、火曜及び金曜の午後は、法律専門職(弁護士または司法書士)も加わり相談など支援や、後見制度の広報、普及啓発を行っています。また同じく平成30年4月からは、後見人等候補者の調整を行う「成年後見制度利用促進調整会議」も設置しています。

これら、志木市の取組を広く周知し、後見制度の啓発等を目的として、本講演会・シンポジウムが開催され、当日は、市民や自治体、福祉及び司法関係者など多くの方が来場し盛況となりました。

講演会では、新井氏からは後見制度の基本理念、変遷などが語られ、吉田氏及び竹内氏からは、これまでの志木市の後見制度にかかる取組、志木市後見ネットワークセンターなどの現況が紹介されました。両氏は前例のないパイオニアとして、基本計画や、同センターの体制を整えることに尽力した方の一人です。続くシンポジウムでは、志木市が本条例を制定し、本シンポジウムに至るまでの背景、経緯、今まで、またこれからの成年後見制度の利用促進や、地域のネットワークづくりについて、志木市のこれら取組に関わる各登壇者から語られました。



シンポジウムの最後には、新井氏より総評がなされ、その中で、志木市の取組の特徴として、条例の制定、これをもとに市直営の中核機関、ネットワークを作ったことなど画期的な試みである、さらなる連携、これらの取組が全国的に広がること、地域力を高めることを期待したい、といったことが述べられました。

町氏の終始、楽しむ確かな司会のもと、盛況の中、本講演会・シンポジウムは幕を閉じました。

町氏の終始、楽しむ確かな司会のもと、盛況の中、本講演会・シンポジウムは幕を閉じました。(う)

プログラム

- **【開会挨拶】**
香川 武文氏(埼玉県志木市長)
- **【基調講演】**
「志木市後見ネットワークセンターの意義と地域連携のあり方」
新井 誠氏(中央大学法学部教授)
- **【後見制度利用に関する志木市の取組紹介】**
「志木市の取組～安心なまちづくりのために～」
吉田 恵子氏(志木市役所長寿応援課主席専門員)
竹内 善太氏(志木市後見ネットワークセンター)
- **【シンポジウム パネルディスカッション】**
「誰でも利用できる成年後見制度をめざして」
■ **パネリスト**
梶野 友樹氏(厚生労働省大臣官房参事官社会・擁護局地域福祉課成年後見制度利用促進室長)
大貫 正男氏(志木市成年後見制度利用促進審議会会長 司法書士)
元川 嘉博氏(志木市市民後見人代表)
徳永 幸子氏(志木市社会福祉協議会障がい福祉課長)
神野 直弘氏(埼玉弁護士会 高齢者障害者権利擁護センター運営委員会副委員長 弁護士)
田原 亮氏(公益社団法人埼玉県社会福祉士会 ばあとなあ埼玉 社会福祉士)
- **指定発言 総評**
新井 誠氏(中央大学法学部教授)
- **コーディネーター**
町 亞聖氏(フリーアナウンサー)



成年後見制度利用支援事業の 拡充とその積極的な活用策

主催：日本弁護士連合会

平成31年1月30日(水)、東京の弁護士会館において、日本弁護士連合会主催の成年後見制度利用促進基本計画に関する連続学習会の第8回目が開催されました。

太田氏の開会挨拶により、成年後見制度利用支援事業の拡充とその積極的な活用策をテーマとする連続学習会の第8回目としてスタートしました。

各専門職団体からの報告として、亀井氏から成年後見人の報酬に関するアンケートの分析結果の報告がなされました。実際に成年後見業務を行っていないながら報酬付与の審判申立てをしていないいわゆる無報酬事案が、アンケートに回答した弁護士の約24.6パーセントを占めていると報告がなされ、その理由として本人の生活費の余剰が乏しく支払能力がないことや請求がためられることなどがあるとの話がなされました。

また、無報酬案件・低額報酬案件を受任した理由についても報告があり、本人の権利擁護のために受任をしているが、これ以上このような無報酬の件数が増えると受任が困難になるといった回答もあるとの話がなされました。

次に、川口副理事長から、当法人会員に対して行った報酬に関するアンケート結果の報告がなされました。当法人会員が実際に後見人等に選任されている事案においても、一定数の会員は報酬付与の審判申立てをしていないとの話がなされ、理由としては本人に資力がないことや成年後見制度の助成制度の利用ができないといったことが指摘されていました。

続いて、星野氏から社会福祉士会における後見人等に対する報酬助成の制度の説明がなされました。主に本人に資力がないため本人の財産から報酬を受領できない後見人を対象としていること、その他報酬助成の制度の問題点として、助成の対象が市町村長申立てに限定されていること、類型が後見に限定されていること、助成の回数が限定されていること等の話がなされました。また、年々助成の件数が増加しているとのことでした。

最後の報告として、高江氏から、大阪弁護士会が行っている成年後見人等少額報酬助成についての説明がなされました。大阪弁護士会においても家庭裁判所からの後見人等推薦事案の中には本人の財産から報酬を受領することが困難な事案があり、そのような事案については、大阪弁護士会から報酬助成として対象の弁護士に補助金を出しているとの話がなされました。大阪弁護士会においても補助金の支出は年々増加傾向にあるとのことでした。

基調報告では、末長氏から市町村長申立てと成年後見の利用件数との相関関係として各都道府県単位の人口10万人あたりの申立事件数のグラフを確認しながら、必ずしも大都市において積極的な利用がされているわけではなく、また市町村長申立ての占める割合においても同様の傾向が確認できるとの話がなされました。さらに、申立人と本人との関係についても市町村長の割合が年々増加傾向にあるとの指摘がなされました。

開会挨拶

太田 賢二 氏 (日本弁護士連合会副会長)

各専門職団体からの報告

1. 日本弁護士連合会
亀井 真紀 氏 (日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員)
2. 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
川口 純一 (公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート副理事長)
3. 公益社団法人日本社会福祉士会
星野 美子 氏 (公益社団法人日本社会福祉士会理事)
4. 大阪弁護士会
高江 俊名 氏 (日弁連高齢者・障害者権利支援センター事務局次長)

基調報告

「市町村長申立と成年後見の利用件数との相関関係」
末長 宏章 氏 (日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員)

基調講演

「成年後見制度利用支援事業及び市長申立ての活性化方策について」
鹿田 哲生 氏 (社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会事務局次長)

パネルディスカッション

- パネリスト
鹿田 哲生 氏 (社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会事務局次長)
山口 千恵 氏 (一般社団法人そーしゃる・おふいず代表・社会福祉士)
寺垣 琢生 氏 (一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター理事長・日弁連高齢者・障害者権利支援センター幹事)
- コーディネーター
堀江 佳史 氏 (日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員)

閉会挨拶

青木 佳史 氏 (日弁連高齢者・障害者権利支援センターセンター長)

基調講演では、鹿田氏から成年後見制度利用支援事業及び市町村長申立ての活性化方策について鳥取市における取組について話がなされました。鳥取市成年後見制度利用支援事業の推移について報告がなされ、申立費用の助成及び報酬の助成それぞれが毎年増えていることと対象者としては高齢者の割合が増えているとの話がなされました。また、鳥取市における成年後見事業の沿革について及び支援者と行政の連携についての報告がなされました。

パネルディスカッションでは、寺垣氏から鳥取県における専門職団体の動きとして、任意団体から権利擁護支援センターである法人の設立までの報告がなされ、主に後見制度の社会化を目的として活動を行ってきたとの話がなされました。山口氏からは福岡県の社会福祉士を対象とした成年後見制度利用支援事業の取組についてのアンケートの結果報告がなされました。その中で、自治体によっては利用支援事業の適用についてバラつきがあるとの問題点が指摘されました。鹿田氏からは行政の立場からどのようにして予算を作るかという視点と後見制度が司法と行政に繋がっていることと、後見制度の必要性が支援を必要としている人に届いていない現状があるとの指摘がなされました。

最後に青木氏から閉会の挨拶がなされ、今後も各専門職団体と一緒に成年後見制度への取組を行っていきたい旨の話がなされ閉会となりました。(す)

後見つれづれ草

リーガルサポート会員である司法書士が日々どのように後見業務を行っているか、コラムにして読者のみなさんにご紹介します。

テーマ「意思決定支援」

先号に引き続き、意思決定支援がテーマです。今号は、医療と日常生活の場面における意思決定支援について考えてみましょう。

第3話「治療の意思」

佐藤さん(仮名)80代男性。特別養護老人ホームに入所中。配偶者も子供もない。妹らはあるが仲良くないらしい。

判断能力は若干衰えているものの、家裁への申立ては不要な程度で、実際、補助の申立てをしようかどうか相談を受けたが、結局、通帳を貸金庫で保管する寄託契約をすることになり、時々様子を見に訪問するようになった。

ある日、施設の担当者から、佐藤さんが誤嚥して肺炎になり、急ぎ入院したと連絡が入った。高齢で歩けないくらい体力が衰えていたことは知っていたが、もはや自分では口から栄養を摂れなくなっていた。医師から妹らに対し、延命するなら胃ろうしかないという説明がなされたが、妹らは医師に延命治療はしないで欲しいと頼んだとのこと。

ところが、施設の担当者が、僕に、こう言った。

「佐藤さんは、もっと生きていんです。『胃ろうでも何してもいいから、死にたくない。』と言っていたんです。」

僕は、病院に行き、佐藤さんに「お医者さんに、まだ死にたくないと言いましょ。」と話し掛けてみたが、佐藤さんは、声も出せず、ただ僕を見つめるだけだった。声も出ない、その様子を見て、確かに胃ろうまでしても…と僕も思った。

結局、延命治療はしないことになり、治療は打ち切られ、佐藤さんは、看取りのため施設に戻ることになった。自分の生死に関わることなのに、医療の現場では、本人の意思より、今まで殆ど関わりの無

かった親族の希望の方が優先されるのかと、なんともすっきりしない気持ちだった。

施設では治療を行うことができない。施設の担当者は「もしもの時はご連絡しますね。」と言った。



ところが、施設の担当者達は、本人の生きたいという意思を汲み、このままでは佐藤さんがかわいそうだからと、飲み込めないことが分かっている、口を濡らしたり、水のようなお粥を口に入れてあげたりすることを毎日続けていた。

何日経っても連絡が来ず、忘れていたのかなと思っていたら、何と奇跡的に回復したと電話があった。本当に奇跡かと思った。自分でも驚くほど嬉しかった。

今も佐藤さんは元気に生きている。

会話もできるし、お酒だって、毎日ワンカップ一本をお昼と夜の2回に分けて飲んでいる。手に力が入らずコップが持てなくてストローを使ってだけ。

施設の職員の方々は、本当に立派だったと思う。それに比べると、僕は佐藤さんの意思を知った時に何にもしなかったという後悔だけが残っている。

第4話「班長」

被保佐人。60代男性。無職。定期的に精神科に通院しながら自宅で一人暮らし。

数年前に両親とも他界し、妻も子も、兄弟もない。いつも何かを心配している。

人当たりがよく普通に会話はできるが、本当は、他人と話したりすることが苦手。保佐人が就いていることは近所の人は知らない。

ある日、「来年度は自分が町内の班長だと区長さんから言われたがどうしたらよいか。」と相談を受けた。本人は無理だと思っていて、どうやって断ればよいのかを心配していた。

班長は10年に一度ほど順番で回ってくる。仕事は町内会費の集金と市からの配布物を月に2回配ることだった。私も同じ市内で班長を経験したことがあるので、だいたいの役割は知っていた。

本人は、班長をする自信がないと繰り返したが、ただ話を聞いてみると、同じ班の世帯は10軒とそれ程多くはなく、昔から住んでいるので近所の様子もわかっているし、10軒全部の家の名前も言えた。

私の見立てでは、その位のことなら出来そうに思えた。それに、もし班長を断れば、「あいつのせいで1年早く班長の順番が回ってきた。」とか「無職で一日中家にいる人がなんで班長くらいできないんだ。」とか近所で悪口を言われることになったら生活しづらくなるかもしれないと思った。

私は、「こういう機会に町内の人と顔を合わせて、話をしたりするのも良いんじゃないですか。もしやってみて、どうしても大変だったり、天候が悪かったりしたら、私が車に乗せて手伝ってあげますから、頑張ってやってみませんか。」とアドバイスした。

本人は、笑みを浮かべて、やや大きな声で「先生がそう言うならやってみます。」と少しうれしそうに言った。さっそく集金用の封筒や領収書などを用意した。私は、1年間でも班長の役目を果たせたらコミュニケーションの練習にもなって、自信にもつながると期待していた。

本人は、4月、5月と班長の仕事を何とか頑張った。

ところが、3か月目になって、本人から「班長の仕事を続けて行く自信がない。夜じゃないと集金できない家があって、夜の間に外に出るのが怖い。必ず集金しなければいけないということが心の負担になって、とても耐えられない。」と連絡があった。

今までも、些細なことでも病的に心配になって頻繁に連絡を寄越していたので、予想はしていた。



少し悩んだが、これ以上続けるのは本人に負担がかかり過ぎると判断し、お向かいの家の人に、精神的なことで病院通いをしていることを説明して、残りの期間、代行料として少しお礼をするので、配布物と集金の代行をお願いできないかと頼んでみた。

幸いにも向かいの家の人は快く引き受けてくれた。本人はとても安堵したようだった。

振り返ってみると、自信がないと言っていた本人にやったほうが良いと勧めたよかったのか、結果2か月しか務まらなかったけれども、班長にチャレンジしただけ成功だったのか。やろうという気持ちにさせておいて、なのに、結局できなかったと自信を失わせたかもしれない。さらに、辞めたいと言う本人の意思をサポートしたが、負担だったとしてもそのまま頑張らせて班長を続けた方がよかったのか。

どれもこれも私自身の中ではっきりとした結論はまだ出ていない。

※リーガルサポート会員の実話をもとにしていますが、実際の事例とは異なります。

リーガルサポートの
委員会を
紹介します!

研修委員会

委員長 山崎 元昭

当法人の研修事業は、会員が成年後見人等として活動するために必要な倫理、法律、医療、福祉等の幅広い知識を習得し、専門職後見人としてふさわしい質の担保の確保を目的としています。当委員会では、研修事業に関する規程等の整備、研修会の企画立案、当法人各支部が行う研修事業への支援等を行っています。

最近の重要なトピックとしては、ディスカッション形式による研修の導入に伴う規程等の整備を行いました。ディスカッション形式による研修は、事例等のあらかじめ設定されたテーマや受講した講義の内容について、会員相互で能動的に意見交換することにより習熟

度の向上を図ることを目的としています。直近では、会員向けにディスカッション形式による研修用DVDを作成し、当法人各支部に配付いたしました。

今後も、当委員会では、研修を通じて会員が専門職後見人として質の向上ができるよう努めてまいります。



編集後記



先日、私が保佐人をしている方が施設に入所しました。去年の春頃に就任したので、関わり始めてちょうど1年程になります。

奥様に先立たれ、長らく一人で生活をしていました。お世辞にも良いとは言えない生活環境で暮らしていました。私や地域包括支援センターの職員さん、ケアマネジャーさんやヘルパーさんなど、関わっている人間は施設入所の必要性を感じていましたが、ご本人が乗り気ではなかったため、しばらく様子見の期間が続いていました。

ご本人はとても温厚な方で、会いに行くといつも可愛らしい笑顔で迎えてくれます。あれしなす、これはどうですか、と提案すると、いつも笑顔で「いいよ」と答えてくれます。ただ、施設入所の話をする、「このまま家で生活したいなあ」と首を縦には振りませんでした。

ご本人の性格上強く説得をすれば応じてくれるとも思いましたが、きっと、これがご本人の真意なのだと思います。

を手厚くしたり、民間のサービスを利用したりして、ご自宅で長く生活できる環境を整えるように動いてきました。

今年に入り、ご本人が心臓の病気で病院に運ばれました。薬を投与し、一週間ほどで体調は良くなったのですが、まだまだご自宅で暮らせる状況ではなかったため、ショートステイを利用することにしました。

1週間ほど経った頃、ご本人が私に「ここにはいつまで居られるのか?」と尋ねてきました。周りの人は親切だし、部屋は暖かいし、ご飯も美味しいしとても気に入っていると言うので、それではずっと入っていられる施設を探しましょうか、と尋ねたところ、ご本人は「是非お願いします。」と即答しました。

その後はとんとん拍子で話が決まり、冒頭に述べたように、ご本人が施設に入所されました。

話は長くなりましたが、ご本人の真意は何かと悩む前に、「どうでしょうか」「はい」「いいえ」の言葉だけの問答だけでなく、実際に体験してもらうなどして、まずはその選択肢がどのようなものかを十分に理解してもらうことが肝要だと感じた今日この頃です。

(り)

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

HP マークのある支部にはホームページがあります

各支部名で検索!

リーガルサポート ○○支部

検索

- 札幌支部 011-280-7078 HP
- 函館支部 0138-27-2345 HP
- 旭川支部 0166-51-9058
- 釧路支部 0154-41-8332
- 宮城支部 022-263-6786
- ふくしま支部 024-533-7234
- 山形支部 023-623-3322
- 岩手支部 019-653-6101
- 秋田支部 018-824-0055
- 青森支部 017-775-1205
- 東京支部 03-3353-8191 HP
- 神奈川県支部 045-640-4345 HP
- 埼玉支部 048-845-8551 HP
- 千葉県支部 043-301-7831
- 茨城支部 029-302-3166 HP
- とちぎ支部 028-632-9420
- 群馬支部 027-224-7771 HP
- 静岡支部 054-289-3999
- 山梨支部 055-254-8030 HP
- ながの支部 026-232-7492 HP
- 新潟県支部 025-244-5141
- 愛知支部 052-683-6696 HP
- 三重支部 059-213-4666
- 岐阜県支部 058-259-7118
- 福井県支部 0776-36-0016
- 石川県支部 076-291-7070
- 富山県支部 076-431-9332
- 大阪支部 06-4790-5643 HP
- 京都支部 075-255-2578 HP
- 兵庫支部 078-341-8686 HP
- 奈良支部 0742-22-6707 HP
- 滋賀支部 077-525-1093
- 和歌山支部 073-422-0568
- 広島県支部 082-511-0230
- 山口支部 083-924-5220 HP
- 岡山県支部 086-226-0470 HP
- 鳥取支部 0857-24-7013 HP
- しまね支部 0854-22-1026
- 香川県支部 087-821-5701 HP
- 徳島支部 088-622-1865 HP
- 高知支部 088-825-3141
- えひめ支部 089-941-8065
- 福岡支部 092-738-1666 HP
- 佐賀支部 0952-29-0626
- 長崎支部 095-823-4710
- 大分支部 097-532-7579
- 熊本支部 096-364-2889 HP
- 鹿児島支部 099-251-5822
- 宮崎県支部 0985-28-8599
- 沖縄支部 098-867-3526

本部(東京) 03-3359-0541

リーガルサポートのホームページには
音声読み上げ機能があります!

編集・発行

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館
TEL 03-3359-0541 <https://www.legal-support.or.jp>

リーガルサポート

検索

